

変更届について 特定事業所加算について

変更届について

- 提出書類

- ① 事業所変更届出書（様式第2号(第3条関係)）

- ② 変更内容に応じた添付書類

- ※ 【添付書類一覧】を必ずご確認ください

- 提出期限

- 変更日から**10**日以内（当日消印有効）

- ※ 期限を過ぎてからの提出の際は、遅延理由書（様式は任意）を併せて提出してください。

《URL》 <https://www.city.otaru.lg.jp/docs/2020100200276/>

変更届について

●事業所変更届出書（様式第2号(第3条関係)）

様式第2号（第3条関係）

事業所変更届出書

年 月 日

(宛先) 小樽市長

所在地
事業者 名称
代表者氏名 印

介護保険法の規定により、次のとおり指定を受けた内容の変更について届け出ます。

介護保険事業所番号	
指定内容を変更した事業所・施設	名称 所在地
サービスの種類	
変更があった事項（該当に○）	変更の内容
1 事業所・施設の名称	(変更前)
2 事業所・施設の所在地	
3 申請者の名称	
4 主たる事務所の所在地	
5 代表者の氏名、生年月日、住所及び職名	
6 登記事項証明書（当該事業に関するものに限る。）	
7 事業所・施設の建物の構造、専用区画等	
8 事業所・施設の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴	
9 運営規程	
10 協力医療機関（病院）・協力歯科医療機関	
11 介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との連携・支援体制	(変更後)

変更届について

●添付書類一覧

変更届出書に添付する書類一覧

No.	変更事項	添付資料	事業種別														
			地域密着型サービス							第1号事業							
			定期巡回・随時対応型訪問介護看護	夜間対応型訪問介護	地域密着型通所介護	認知症対応型通所介護	小規模多機能型居宅介護	認知症対応型共同生活介護	地域密着型特定施設入居者生活介護	地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護	看護小規模多機能型居宅介護	通所介護相当サービス（総合事業）	訪問介護相当サービス（総合事業）	居宅介護支援	介護予防支援		
1	事業所・施設の名称	運営規程	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2	事業所・施設の所在地	運営規程	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
3	申請者（法人）の名称	運営規程	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		履歴事項全部証明書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
4	主たる事務所の所在地	運営規程	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		履歴事項全部証明書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
5	代表者の氏名、生年月日、住所及び職名	履歴事項全部証明書（当該事業に関するもの）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		誓約書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

特定事業所加算について

●別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）に届け出た指定居宅介護支援事業所は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ	特定事業所加算（Ⅰ）	505単位
ロ	特定事業所加算（Ⅱ）	407単位
ハ	特定事業所加算（Ⅲ）	309単位
ニ	特定事業所加算（A）	100単位

特定事業所加算について

●□ 特定事業所加算（Ⅱ）

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

（２） 専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の介護支援専門員を3名以上配置していること。

（３） 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的開催すること。

特定事業所加算について

●□ 特定事業所加算（Ⅱ）

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

（４） **24時間連絡体制を確保**し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保していること。

（６） 当該指定居宅介護支援事業所における介護支援専門員に対し、**計画的に研修を実施**していること。

特定事業所加算について

●□ 特定事業所加算（Ⅱ）

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

（7） 地域包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された場合においても、当該支援が困難な事例に係る者に指定居宅介護支援を提供していること。

（8） 地域包括支援センター等が実施する事例検討会等に参加していること。

特定事業所加算について

●□ 特定事業所加算（Ⅱ）

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

（９） 居宅介護支援費に係る運営基準減算又は特定事業所集中減算の適用を受けていないこと。

（１０） 指定居宅介護支援事業所において指定居宅介護支援の提供を受ける利用者数が当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員一人当たり４０名未満であること。ただし、居宅介護支援費（Ⅱ）を算定している場合は４５名未満であること。

特定事業所加算について

●□ 特定事業所加算（Ⅱ）

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

（１１） 法第６９条の２第１項に規定する介護支援専門員実務研修における科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等に協力又は協力体制を確保していること。

（１２） 他の法人が運営する指定居宅介護支援事業者と共同で事例検討会、研修会等を実施していること。

特定事業所加算について

●□ 特定事業所加算（Ⅱ）

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

（13） 必要に応じて、多様な主体により提供される**利用者の日常生活全般を支援するサービス**（介護給付等対象サービス（法第24条第2項に規定する介護給付等対象サービスをいう。）以外の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等をいう。）が**包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成**していること。

特定事業所加算について

● 提出書類

- ① 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書
- ② 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表
- ③ 特定事業所加算に係る届出書（別紙様式あり）
- ④ 加算開始月の従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表
- ⑤ 主任介護専門員の資格証の写し
- ⑥ 介護支援専門員の資格証の写し
- ⑦ 直近の契約者名簿（契約日、要介護度が明記されているもの）

特定事業所加算について

- 提出期限

毎月 1 5 日までに届出受理 ⇒翌月から算定開始

毎月 1 6 日以降に届出受理 ⇒翌々月から算定開始

変更届及び加算に係る届出書の提出に関する留意事項について

- 届出書等はいずれも押印（法人印）は不要です。
- 事業所名は、必ず指定時の事業所名を記載してください。
- 各様式は小樽市ホームページからダウンロードできます。
- シフト表は暦月（1日～末日）のものをご提出ください。
- 電子メールで提出する場合は、介護保険課代表アドレスに送付してください。✉ : kaigo@city.otaru.lg.jp